

第89号議案 長崎市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の理由	2
2 改正の内容	2
3 施行期日	2
4 新旧対照表	3
【参考資料】 児童扶養手当	4

こども部
令和6年9月

1 改正の理由

長崎市福祉医療費支給条例（以下「条例」という。）における扶養義務者等の所得限度額については、児童扶養手当法施行令（以下「令」という。）の規定を引用しているが、令の一部が改正されたことに伴い、条例の引用部分を見直す必要があるため。

2 改正の内容

条例において、ひとり親家庭に対する福祉医療費については、その支給要件として所得限度額を設けており、その額は児童扶養手当の一部支給に係る所得制限限度額と同額として、令の規定を引用している。

令和6年7月31日に、令の一部を改正する施行令が公布され、条例が引用する条文内に項ずれが生じたことに伴い、条例の一部を改正するもの。

○児童扶養手当法施行令 第2条の4

改正前の規定内容	改正後
第4項 手当の第2子加算に係る一部支給停止額	第3子以降加算額が第2子加算額と同額に引上げとなったことに伴い、第4項で第2子以降加算に係る一部支給停止額を規定
第5項 手当の第3子以降加算に係る一部支給停止額	第5項に項ずれ
第6項 所得とみなす養育費の計算方法	第6項に項ずれ
第7項 養育者（祖父母等）が受給者である場合の所得制限限度額	第7項に項ずれ
第8項 扶養義務者の所得制限限度額	（削除）

3 施行期日

令和6年11月1日から施行し、同日以後に行われた医療に係る福祉医療費から適用

4 新旧対照表

改正後	改正前
○長崎市福祉医療費支給条例 (支給の制限) 第5条 [略] 2 母子家庭の母及び母子家庭の子に係る福祉医療費は、母子家庭の母又は現にその母と生計を同じくするその母の配偶者若しくはその母の扶養義務者のうちいずれかの者の前年の所得（1月から11月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前前年の所得とする。次項及び第4項において同じ。）が、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項又は第7項に定める額以上であるときは、支給しない。 3 父子家庭の父及び父子家庭の子に係る福祉医療費は、父子家庭の父又は現にその父と生計を同じくするその父の配偶者若しくはその父の扶養義務者のうちいずれかの者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項又は第7項に定める額以上であるときは、支給しない。 4 父母のない子に係る福祉医療費は、その子と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者（以下「養育者」という。）又は現にその養育者と生計を同じくするその養育者の配偶者若しくはその養育者の扶養義務者でその養育者の生計を維持する者のうちいずれかの者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第6項又は第7項に定める額以上であるときは、支給しない。 5 [略] 第6条～第16条 [略] 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年11月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の長崎市福祉医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る福祉医療費から適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費については、なお従前の例による。	○長崎市福祉医療費支給条例 (支給の制限) 第5条 [略] 2 母子家庭の母及び母子家庭の子に係る福祉医療費は、母子家庭の母又は現にその母と生計を同じくするその母の配偶者若しくはその母の扶養義務者のうちいずれかの者の前年の所得（1月から11月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前前年の所得とする。次項及び第4項において同じ。）が、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項又は第8項に定める額以上であるときは、支給しない。 3 父子家庭の父及び父子家庭の子に係る福祉医療費は、父子家庭の父又は現にその父と生計を同じくするその父の配偶者若しくはその父の扶養義務者のうちいずれかの者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項又は第8項に定める額以上であるときは、支給しない。 4 父母のない子に係る福祉医療費は、その子と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者（以下「養育者」という。）又は現にその養育者と生計を同じくするその養育者の配偶者若しくはその養育者の扶養義務者でその養育者の生計を維持する者のうちいずれかの者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第7項又は第8項に定める額以上であるときは、支給しない。 5 [略] 第6条～第16条 [略]

【参考資料】（※こども家庭庁ホームページより引用）

児童扶養手当

令和6年度予算 1,493億円（1,486億円）※（）内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

2 事業の概要

<支給対象者>

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

<支給要件>

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

<手当額（令和6年4月～）>

- 月額
 - ・ 全部支給：45,500円 ・ 一部支給：45,490円～10,740円
※令和5年度単価 全部支給：44,140円 一部支給：44,130円～10,410円
 - ・ 全部支給：10,750円 ・ 一部支給：10,740円～5,380円
※令和5年度単価 全部支給：10,420円 一部支給：10,410円～5,210円
 - ・ 児童2人目と同額※R6年11月分から（改正前は・全部支給：6,450円 ・ 一部支給：6,440円～3,230円）
※令和5年度単価 全部支給：6,250円 一部支給：6,240円～3,130円

<所得制限限度額（収入ベース前年の所得に基づき算定）> ※R6年11月分から

- 全部支給（2人世帯）：190万円（←160万円） 一部支給（2人世帯）：385万円（←365万円）

<支給期月> ○ 1月、3月、5月、7月、9月、11月

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国 1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

【受給者数】817,967人（母775,605人、父38,952人、養育者3,410人）※令和5年3月

【改正経緯】①多子加算額の増額（平成28年8月分手当から実施）

②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）

③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）

④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

⑤所得制限限度額の引き上げ（全部及び一部支給）、第3子以降の多子加算額の増額（令和6年11月分手当から実施）